

各位

オリックス生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種取扱いについて (更新：保険料払込猶予期間延長の取扱いについて)

当社は、このたびの「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまに対し、下記の通りの対応を実施しております。

2021年8月2日に埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府（以下、対象区域①）を対象とした緊急事態宣言が発令されたことに伴い、当該区域のお客さまを対象として、保険料払込猶予期間を2022年2月28日まで延長する取扱いを実施しますのでお知らせいたします。

※2021年4月の緊急事態宣言発令に伴って、大阪府、京都府、兵庫県のお客さまを対象として、10月31日までの保険料払込猶予期間延長の取扱いを行っておりますが、当該取扱のお申出をいただいている京都府、兵庫県（以下、対象区域④）のお客さまに関しては、10月31日までで延長期間が終了となります。

記

【対象区域①】埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府のお客さま

【対象区域②】東京都のお客さま

【対象区域③】北海道・愛知県・岡山県・広島県・福岡県・沖縄県のお客さま

【対象区域④】京都府・兵庫県のお客さま

保険料払込猶予期間の延長（保険料の支払いが一時的に困難な方へのご対応）

【対象区域①のお客さま】

お申出があった場合、2022年2月28日まで保険料の払込みをお待ちし、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込みをお待ちしていた保険料（猶予期間分の保険料）については、2022年2月28日までにお支払いいただく必要があります。

*既に、2021年4月発令の緊急事態宣言に基づいた、2021年10月31日までの猶予期間延長のお申出をいただいている大阪府のお客さまで、2022年2月28日までの追加延長をご希望される場合は、再度お申出が必要になります。

【対象区域②のお客さま】

お申出があった場合、2022年1月31日まで保険料の払込みをお待ちし、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込みをお待ちしていた保険料（猶予期間分の保険料）については、2022年1月31日までにお支払いいただく必要があります。

*既に、2021年4月発令の緊急事態宣言に基づいた、2021年10月31日までの猶予期間延長のお申出をいただいているお客さまで、2022年1月31日までの追加延長をご希望される場合は、再度お申出が必要になります。

【対象区域③のお客さま】

お申出があった場合、2021年11月30日まで保険料の払込みをお待ちし、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込みをお待ちしていた保険料（猶予期間分の保険料）については、2021年11月30日までにお支払いいただく必要があります。

【対象区域④のお客さま】

お申出があった場合、2021年10月31日まで保険料の払込みをお待ちし、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込みをお待ちしていた保険料（猶予期間分の保険料）については、2021年10月31日までにお支払いいただく必要があります。

<ご注意ください>

- ・保険料の免除ではありません。

期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約は効力を失います。

- ・保険契約更新時の更新後保険料の払込みも猶予期間延長の対象となります。
- ・猶予期間分の保険料のお支払い方法は、当社よりお送りする払込案内をご確認ください。

※なお、一部のご契約については、「保険料自動振替貸付」によってご契約を有効にする取扱いをさせていただきます。

なお、昨年から実施しております「新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまへの各種取扱い（区域における限定なし）」については、これまで通り継続しております。詳細は、次ページ以降をご確認ください。

【区域における限定なし】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さま

1. 保険金・給付金・契約者貸付の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症でご入院された場合の取扱い

疾病入院給付金のお支払い対象となります。なお、新型コロナウイルス感染症の検査にて「陽性」と判定されなかったとしても、医師の指示で入院された場合には、疾病入院給付金のお支払い対象となります。

※ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

※医療機関の事情で入院できない場合でも、給付金のお支払い対象となる場合があります。詳細は、「1-(2) 入院給付金請求の特別取扱い」をご確認ください。

特別条件付契約（特定部位不払い）のお支払いについて

特別条件付契約について、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、特別条件の適用外となる「感染症」に当該感染症を追加し、特別条件を適用せず給付金等をお支払いする対応を実施します。

(2) 入院給付金請求の特別取扱い

(新型コロナウイルス感染症に罹患された方、または新型コロナウイルス感染症以外で治療が必要な方で、入院治療を受けられない場合のご対応)

- ・「新型コロナウイルス感染症」と診断され、自宅や臨時施設等（医療機関と同等とみなせる施設）にて、医師の管理下による療養を受けた場合は、医師等が証明した期間について疾病入院給付金をお支払いいたします。
- ・「新型コロナウイルス感染症」以外の傷病において、医療機関の事情により、入院治療を受けられない場合でも、以下の要件①②に該当された場合、疾病入院給付金をお支払いいたします。

要件① 右記(a)(b)の いずれかに該当	(a) 医療機関の事情により、入院できず、自宅や臨時施設等（医療機関と同等とみなせる施設）にて、医師の管理下による療養を受けた場合 (b) 医療機関の事情により、当初の退院予定日より早期の退院を余儀なくされた場合
要件②	「本来必要であった入院期間」について、医師による診断書等の証明がある

*ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった場合等の取扱い

死亡保険金、災害死亡保険金等のお支払い対象となります。

※これまで、新型コロナウイルス感染症は災害死亡保険金等のお支払い対象外でしたが、今般の感染拡大状況を踏まえ、災害死亡保険金等のお支払い対象となる「感染症」に当該感染症を追加し、お支払い対象とします。併せて、特別条件付契約（保険金削減支払い）について、特別条件を適用せず保険金をお支払いする対応を実施します。

災害死亡保険金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金等をお支払いします。

① 対象となる保険種類・特約

【別紙】(6 ページ) をご確認ください。

② 対象期間

これまでに支払事由に該当した場合も含めてお支払いします。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」といいます。)の改正(2021年2月13日施行)により、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されましたが、引き続き、災害死亡保険金等のお支払い対象となります。

※なお、感染症法に定める「新型インフルエンザ等感染症」の対象外になるなど、災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前に周知したうえで本取扱いを終了する場合があります。

(4) 保険金、給付金、契約者貸付の簡易迅速な取扱い(必要書類の一部省略)

保険金・給付金のお支払いについて、お申出により、医療機関の発行した領収書がないケースなど、お手続きに必要な書類を速やかにご準備いただくことが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類などによる柔軟な対応をいたします。

また、契約者貸付金が必要な場合、お申出により必要書類を一部省略するなど、簡易にお取扱いする場合がございます。

2. 付帯サービスの取扱いについて

健康医療相談サービスでのご相談

ご契約者さま向け「健康医療相談サービス」(※)では、当社が委託するティーベック株式会社のヘルスカウンセラー(保健師・看護師等)が「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談にも、24時間年中無休で対応しております。

ご利用される際は、専用ダイヤルがございますので、お手元の『健康医療相談サービス』のご案内や、マイページ(ご契約者さま専用ページ)内のご案内よりご確認ください。

(※)健康医療相談サービス：<https://www.orixlife.co.jp/customer/support/>

(参考)ティーベック株式会社の対応について

厚生労働省より各都道府県衛生管理部門に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い定義にあてはまるものは、「受診・相談センター」へ案内しています。また、「新型コロナウイルス」の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインなどに沿った回答となります。

上記お手続きに関するお申出やご質問は、以下お問合せ窓口までご連絡ください。

各種お手続きに関する連絡先	
<p>■カスタマーサービスセンター</p> <p>(保険料払込猶予期間の延長、契約者貸付については、こちらにご連絡ください)</p> <p>10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。</p>	<p>フリーダイヤル</p> <p>0120-506-094</p> <p>受付時間：月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)</p>
<p>■保険金・給付金お問合せ窓口</p> <p>10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。</p>	<p>フリーダイヤル</p> <p>0120-506-053</p> <p>受付時間：月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)</p>
<p>■耳や言葉の不自由なお客さま専用窓口</p> <p>耳や言葉の不自由なお客さまは、「手話・筆談通訳サービス」またはFAXにてお問合わせいただけます。 (それぞれの窓口は耳や言葉の不自由なお客さまの専用窓口となっております。ご理解とご協力をお願いいたします。)</p> <p><u>ビデオ通話による手話・筆談通訳</u> 各種お手続きに関するお申出やご質問を、手話・筆談による通訳を介してお伺いいたします。</p> <p><u>FAX受付</u> 保険契約に関するお申出内容連絡票 PDFをダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、FAXでお送りください。 ※書面でのお手続きが必要な場合には、別途必要書類をお送りいたします。 ※対応は営業時間内(月曜～金曜 9:00～17:00)となりますのでご了承ください。</p>	<p>手話・筆談通訳サービス</p> <p>ご利用はこちら</p> <p>受付時間：月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)</p> <p>FAX受付フリーダイヤル</p> <p>0120-911-980 (24時間受付)</p>

以上

【別紙】

対象となる保険種類・特約（2021年8月5日現在）

保険種類・特約
無配当終身保険（無選択型）
無配当傷害保険
無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）
無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）（2015）
無配当指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）
無配当災害保障重視型定期保険
新変額個人年金保険Ⅰ型 <旧ハートフォード生命>
新変額個人年金保険Ⅰ型 2002 <旧ハートフォード生命>
変額個人年金保険 <旧ハートフォード生命>
変額個人年金保険Ⅰ型 2003 <旧ハートフォード生命>
変額個人年金保険Ⅱ型 2003 <旧ハートフォード生命>
災害 2割加算型変額個人年金保険 <旧ハートフォード生命>
災害割増特約
傷害特約
災害割増特約（無選択型）
引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）
引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）
終身保障特約Ⅰ型 <旧ハートフォード生命>